

建設業許可申請等の添付書類及び持参書類 の変更について（速報）

平成21年4月1日より以下の変更があります。

建設業法施行規則（省令）変更の内容は国土交通省のホームページでご確認ください。
（改正のあった様式は太文字で表記）

国土交通省ホームページ：http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000025.html

なお、詳細は平成21年4月版の各種手引に記載する予定（平成21年2月中に当課のホームページに掲載予定）ですので「申請書類等ダウンロード」の「建設業許可」ページからダウンロードしてご確認ください。

1 建設業許可申請書の様式が変更されます。

各様式に記載する必要があった知事の氏名が記載不要になりました。

<変更のあった様式>

様式第1号・様式第6号・様式第7号・様式第8号(1)・様式第8号(2)・様式第11号の2

各様式の記載されている建設業法の表記が変更されました。

<変更のあった様式>

様式第4号・様式第6号・様式第7号・様式第8号(1)・様式第8号(2)・様式第11号・様式第11号の2・様式第13号

様式第1号の主たる営業所の所在地欄に都道府県名欄・市区町村名欄を記載する欄が追加され、ファックス番号欄が新設されました。また、電話番号欄がIP電話対応のため12桁から13桁に増えました。

別表が廃止され、代わりに**様式第1号別紙一・別紙二(1)・別紙二(2)・別紙三**が新設されました。

様式第3号に消費税の選択欄が新設されました。

様式のレイアウトが変更されました。

<変更のあった様式>

様式第9号・様式第10号

様式第11号に職名欄・生年月日欄・住所欄が新設されました。

様式第20号の創業後の沿革が細分化され、創業以後の沿革・建設業の登録及び許可の状況・賞罰欄が新設されました。

4月以降に申請をされる方は、旧様式では受け付けられませんので、必ず新しい様式を「申請書類等ダウンロード」の「建設業許可」ページからダウンロード（平成21年2月中にホームページに掲載予定）してください。

経過措置

、及び の事項に関しては、平成22年3月中まで旧様式による提出も可能とします。

と の事項に関しては、平成 2 2 年 3 月中まで旧様式に新様式の追加事項を手書きで記載して提出することも可能とします。

2 変更届・事業年度終了届の様式が変更されます。

各様式に記載する必要があった知事の氏名が記載不要になりました。

<変更のあった様式>

様式第 6 号・様式第 7 号・様式第 8 号 (1)・様式第 1 1 号の 2・様式第 2 2 号の 2 (第一面)・様式第 2 2 号の 3・様式第 2 2 号の 4・事業年度終了届表紙

各様式の記載されている建設業法の表記が変更されました。

<変更のあった様式>

様式第 4 号・様式第 6 号・様式第 7 号・様式第 8 号 (1)・様式第 1 1 号・様式第 1 1 号の 2・様式第 1 3 号様式・第 2 2 号の 2 (第一面)

様式第 2 2 号の 2 の主たる営業所の所在地欄に都道府県名欄・市区町村名欄を記載する欄が追加され、ファックス番号欄が新設されました。また、電話番号欄が I P 電話対応のため 1 2 桁から 1 3 桁に増えました。

様式第 3 号に消費税の選択欄が新設されました。

様式第 2 2 号の 2 に第二面が新設されました。

4 月以降に届出をされる方は、旧様式では受け付けられませんので、必ず新しい様式を「申請書類等ダウンロード」の「建設業許可」ページからダウンロード（平成 2 1 年 2 月中に当課ホームページに掲載予定）してください。

経過措置

と の事項に関しては、平成 2 2 年 3 月中まで旧様式による提出も可能とします。

と の事項に関しては、平成 2 2 年 3 月中まで旧様式に新様式の追加事項を手書きで記載して提出することも可能とします。

3 許可申請の営業所の確認資料について以下のとおり取り扱いを改正します。

次の営業所分は、確認資料の持参を省略できます。

申請者が個人事業主の場合であって、住所地と営業所の所在が同一の営業所

持参資料の建物登記簿謄本については、当該建物の固定資産税評価証明書又は、直近の固定資産価格決定通知書のいずれかを持参資料として認めることとしました。

お問い合わせ先

愛知県 建設部 建設業不動産課 建設業グループ

0 5 2 - 9 5 4 - 6 5 0 3 (ダイヤルイン)